

## 専決第 4 号

### 専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 3 年度設楽町一般会計補正予算（第 14 号）を別紙のとおり専決処分する。

令和 4 年 3 月 28 日

設楽町長 土屋 浩

### 理 由

地籍調査事業において、委託業務などの一部事業の完了が見込めないことが判明し、繰越明許予算とする必要があるため。

また、簡易水道特別会計及び公共下水道特別会計において執行する施設整備工事について、繰越明許予算とする額が確定したことにより、財源である一般会計繰出金についても繰越明許予算とする必要があるため。



令和3年度設楽町一般会計補正予算（第14号）

令和3年度設楽町一般会計補正予算（第14号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和4年3月28日

設楽町長 土屋 浩



第1表 繰越明許費

款	項	事業名	総額
			千円
2 総務費	1 総務管理費	地籍調査事業	13,850
4 衛生費	6 簡易水道費	簡易水道特別会計繰出金	32,000
7 土木費	5 公共下水道費	公共下水道特別会計繰出金	135,990